

締約国に関する情報 TZ	タンザニア連合共和国	附属書 B 1 TZ
一般情報		
国内官庁の名称	Business Registrations and Licensing Agency, Ministry of Industry and Trade (United Republic of Tanzania) (産業通商省・営業登録及び実施許諾局 (タンザニア連合共和国))	
所在地	6th floor New Ushirika Tower, Lumumba Street, Dar es Salaam, United Republic of Tanzania	
郵便のあて名	P.O. Box 9393, Dar es Salaam, United Republic of Tanzania	
電話番号	(255-22) 218 13 44, 218 01 13, 218 01 41, 218 28 00	
ファクシミリ装置	(255-22) 218 03 71	
電子メール	ceo@brela.go.tz maoni@brela.go.tz	
インターネット	—	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
タンザニア連合共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により, ARIPO事務局 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
タンザニア連合共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 産業通商省・営業登録及び実施許諾局 (タンザニア連合共和国) (国内段階参照) ARIPO保護: ARIPO事務局 (国内段階参照)	
タンザニア連合共和国を選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するタンザニア連合共和国の規定	特許法第26条	

[次頁に続く]

T Z

タンザニア連合共和国 (続き)

T Z

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

英語による国際公開が行われた日の後であって特許付与前にされた行為に関して救済を求めることができる。国際公開が英語以外の言語でされた場合には、出願人が国際出願の英語への翻訳文を侵害者に送付することを条件として、侵害者が当該翻訳文を受領した後にした行為に関してのみ、救済を求めることができる。

ARIPO特許を目的とする指定の場合：

なし

タンザニア連合共和国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

タンザニア連合共和国が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

なし

ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的所有権機関（AP）を参照